

書陵部所蔵古鏡の銘文等について

笠野毅

当部に所蔵する古鏡には、銘文をもつものが一七面ほど知られる。そのなかには、類例のない文字や文句・年代を推せる用字法・鏡背文様に關する語句などが認められる。したがって、鑄上りが悪いなどして全く積しえないものは論外として、これらは、漢字や鏡銘そのものをはじめ、鏡の諸属性、ものの見方・考え方、信仰などを研究するうえで重要なテキストである。

ところで、先年、当部所蔵古鏡を展観した際に作製・頒布した『古鏡目録』（以下「目録」という。）は、一部ではあるが、鏡銘の積文に修正を要する点がある。その後の調査研究によって補いうることもあつてきた。そこで、漢・三国代の中国古鏡の銘文について、積文を補訂し、その批判と若干の説明を加えることとする。

また、同様のことは、鏡式名や面径などについてもいえる。重量も含めて、あわせて記すこととする。同範鏡等の研究の目安の一つとなると考えられるからである。

以下、掲出にあたっては、次の要領に従った。

- 一 出土地の所在は、見直さず、目録のままとした。
- 二 鏡式名は、目録の方式を踏襲して所要の補訂を行なった。
- 三 面径は、目録の写真の上下・左右を計測し直してその値を平均し、四捨五入してミリ・オーダーとした。振れ・欠損・鏽膨れ等は、そのまま計測した。
- 四 重量は、土・鏽等の異物をできるだけ剥したが、なかにはそのまま計量したものもある。四捨五入してグラム・オーダーとした。修補したもの（鏡式名の後に括弧でくくってその旨を注しておく）は、補填材・接着材を含む重量である。
- 五 積文は、通用の字典にみえる楷書体を用いることとした。ただし、88をはじめ、一部例外がある。
- 六 中国語音は、まず*を付して上古音を、次に1でつないで中古音を示した。

一 奈良県北葛城郡広陵町大字大塚字新山 大塚陵墓参考地（新山古墳）

1	直弧文鏡	面径二八・〇cm	重量一八九四g
2	直弧文鏡(修補)	面径二一・〇cm	重量八一四g
3	素文縁直弧文鏡	面径二六・四cm	重量一五七〇g
4	三角縁二神二獸鏡	面径二一・四cm	重量一一九六g

銘「尙方作竟佳且好、明而日月世少有、刻治今守悉皆右、長保二親宜

孫子、富至三公利古市、告后世」(図版一・4)

一句七言、六句からなる。末句には脱字がある。押韻は、之部(-əg)に属する有*ŋen-ŋen-fieu・右*ŋen-ŋen-fieu・子*stəg-tseï・市*diəg-tseï。第六句末の脱字と推定される巴*diəg-tseïも同韻。なお、この銘においては、末句「告后世」から初句「尙方作竟佳且好」まで広い範囲にわたって漫漶としている。なかでも、「尙方」および「佳且好」の部分が著しい。

第一句は、作鏡のこと。尙方は、御物を調製する官営工房といわれるが、本来は、方を尙ぶ所または方を掌る者のことであろう。後者とすれば、尙*diəg-tseïは、掌*tiəg-tseïに音符として含まれ、その仮借字。方は、方術のこと、後掲94を参照。鏡によっては「上方」と刻される場合も同断。竟*kiəŋ-kiəŋは、これを音符とする鏡*kiəŋ-kiəŋの仮借で、(楽曲の終る)境をはっきりつける原意を残す。明暗の区切りをつけるの意をもつ景*kiəŋ-kiəŋと音義ともに縁の深い同系のことばで、互に通用される。佳以下三字は、范の改刻によって左半分が覆われ、右半分も漫漶として読みにくい。ために「自有好」と釈されたこともあるが、

同範鏡および銘の書体・文体が酷似する奈良県佐味田宝塚古墳出土の神獸車馬画像鏡との比較から、「佳且好」と釈される。

第二句は鏡面のこと。明は、明の可能性があるが、改刻で左部がつぶれ、不詳。而*niəg-niei(riei)は、如*niəg-nio(nio)の仮借。世は、一世卅年から出た世の異体字。

第三句は鏡背文様のこと。刻は、亥のようにもみえるが、銘帯の右端に縦画が認められる。鏡銘の今字は、形が似た分・令に釈されたこともあるが、その異体字の一つとすべきであろう。今*kiəm-kiəmは、これを音符とする禽*giəm-giəmの、守*tiəg-tseïは、獸*tiəg-tseïまたは守を音符とする狩*tiəg-tseïの仮借。悉は、本来、采(種をバラ播く)十心(こころ)の会意文字であるが、銘の字は、それぞれの略体すなわち米と人からなる。皆の下部白は、一点を省いて日に作る異体字。白と日の混用はよくあること。右*ŋəŋ-ŋəŋ-nieyは、有*ŋəŋ-ŋəŋ-nieyの仮借。後者もこの銘にあり、ともに音符の又*ŋəŋ-ŋəŋ-nieyがはっきり刻されている。

第四句以下は、鏡の効能のこと。長は、左文字。宜は、宜の異体で、その上部「冠」は、上・下等としばしば混用される。

第五句。富は、上部が網の略体皿または穴、下部は畠をおそらく略して田に作ったもので、その異体字。上・下を網・皿・穴に作る例は少なくない。「利古市」は、中国古鏡銘に頻出する「宜古市」と同意。利は、左部禾の第四・五画が並べて横に引かれる。後掲11の楬字の左部木の書

法と同じ。右部刀は、下端部をはねた縦画一本で、先述の刻字の左部と同じ書法。古*kag-ko は、賈*kag-ko の仮借。沽*kuag-ko・估*kag-ko ともよい。

第六句は、先述の画像鏡銘と対照して、告の前に傳字を、世の後に樂無已の三字を脱したものであろう。「傳告后世」とは、まずもって、子々孫々永く宝用せよというのは勿論であるが、その前提として子孫があるから、その蕃昌のことも含まれている。

同範鏡として、京都大学文学部に所蔵される伝熊本県葦北郡内出土鏡片を追加できる。

- | | | | | |
|----|----------|----------|----|-------|
| 5 | 三角縁三仏三獸鏡 | 面径二一・二cm | 重量 | 九二七g |
| 6 | 三角縁三神三獸鏡 | 面径二一・六cm | 重量 | 九五一g |
| 7 | 三角縁三神三獸鏡 | 面径二一・五cm | 重量 | 九二六g |
| 8 | 三角縁三神三獸鏡 | 面径二一・一cm | 重量 | 一一二二g |
| 9 | 三角縁三神三獸鏡 | 面径二一・一cm | 重量 | 一〇五九g |
| 10 | 三角縁四神四獸鏡 | 面径二一・一cm | 重量 | 一二六〇g |
- 銘「天王、天王、天王、天王、天王、天王、日月」(図版10)
- 銘は、八個の方形格に二字づつ、内側から読むように刻されている。「天王」が七回繰り返される間に「日月」が入り、読始める箇所が明らかでない。背文・銘文とも完全さに欠ける三角縁神獸鏡のことであるから、後掲88のような「天王日月」の繰返しの錯乱であろうか。

天字は、字形のまゝに読めば、六または元であるが、前項と同じ理由

で、やはり天と釈すべきであらう。天王については、後掲14を参照。

- 11 三角縁四神四獸鏡 面径二一・六cm 重量一四〇五g

銘「吾作明竟甚大好、上有神守及龍席、身有文章口銜巨、古有聖人東王父西王母、楊飲玉塗、五男二女長相保、吉昌」

傍題「東王父」「西王母」(図版11)

銘は、おおむね一句七言、七句からなる。押韻は、幽部(-og)に属する好*hog-hau・保*pos-pau、魚部(-ag)に属する席*tag-ho・巨*giag-pio。前者には、第五句の脱字である棗*soz-tsauを付加えることができる。なお、この銘においては、「相保吉」の部分と「作」の部分の二箇所、とくに前者が朦朧としている。

第一句、作鏡のこと。「吾」で始まるが、画像の表現法や形態・銘の文句や書体からみて、同じ三角縁神獸鏡の中の「陳氏作鏡」銘の一群と同工である。明は、明とも書いて日と月からなる会意文字のようにみえるが、囧(まだ)から月の光がさしこむさまをいう会意文字。明の左部目は、その囧の略体。鏡銘の好字は、扁旁が入れかわっている。

第二句五句は、鏡背文様のこと。二・三句は禽獸、四・五句は神仙のことで、対句または互文をなす。

第二句の有は、部分的に鏡胎が盛上ったうえに鑄出され、しかも第三句および五句の有とは書体を異にする。第一・三画および四画の側には、別の筆画が痕跡として認められる。すなわち、この有字は、溶範に施された異筆の後刻。神の音符申は、申・東・曳などに作ることがあるが、

鏡銘のような事は、寡聞にして知らない。しかし、これが神であることは、「陳是作竟」に始まり、ほぼ同文同筆の銘をもつ高砂市天神山古墳出土三角縁神獸鏡の該当する文字に明らか。龍・扉は、それぞれ龍・虎の異体字。銘の口字は、古文に従う。銘の巨字は、下半の横画二本の間に一点を加えた異体字。神靈な禽獸が口に銜むという巨とは、鏡背文様ともからませて、鉦で、劍に似て曲折した武器の鉤と同じものとも、虞（鑿）で、神仙が居坐する架台の柱足とも説かれる。

第四句。聖字は、上部に耳を書き、下部は左に口を、右に土を記す。王（まっすぐのびるさま）部を土に作る聖の異体字は、例が少なくない。聖人とは、道を体得した者のこと。この聖人は、次にみえる東王父・西王母などを指すのか、それとも、彼らよりは上位に置かれることのある天皇・黄帝などをいうのか、議論の分かれるところであろう。東王父・西王母の二神は、鏡銘に並べて刻されることが多く、「王父母」とも記される。陰陽を法象する対偶神である。東王父は、扶桑にいて、男仙の領袖として、西王母は、崑崙山に住んで寿命長生にかかわり、女仙の領袖として、古典にみえる。

第五句は、神仙の養生法のこと。他鏡との比較から、句末に「汎」または飢（食糞）の三字を脱する。楊*kat-krat は、右部が左文字でしかも略体、左部木が行草書風の略体。音符が同じ渴*kat-krat の仮借。玉は、古文の王に作る。滄は、左文字で、右部全の横画が四本あり、金に近く刻される。滄は、上古音・中古音を詳らかにしないが、その音符は

全*dzian-dzien で、涙またはその原字泉*dzian-dzien の仮借。玉泉は、飲むと長寿が得られるという醴泉のこと。

第六句以下は、鏡の効能書きで、服鏡者の子孫と自身の蕃昌のこと。長・相はともに左文字。

第七句も七言かも知れないが、脱落の字句を補いえない。

傍題は、四つに区画された内区にある二つの神像区の各中央に、ほぼ同形同大の二神にはさまれて刻されている。傍題が二神のいずれの神像に付されたものか、問題のあるところであろう。少し小さいが、隣区からのびている獣足の上ののる神像が重視されている。

12 三角縁四神四獸鏡 面径二三・五cm 重量一三八〇g

銘「天王、天王、天王、天王、天王、天王、日月」

銘の文体・書法等のあり方は、前掲10に同じ。鏡背文様とくに神像獸形も酷似し、同一の作者または工房の手になるものであろう。

13 画文帯縁環状乳四神四獸鏡 面径一三・二cm 重量三五二g

銘「吾乍明竟、幽凍三岡、大吉利兮」(図版一13)

銘は、四言二句、三言一句からなる。押韻は、陽部(-an)に属する竟*kan-kan・岡*kan-kan。文字は、時計回りに、半円方形帯の方格二個に一字づつ外から読むように配する。

初句、作鏡のこと。乍*dza-dza は、作の原字で、殷周青銅器に繁出するが、当代の用例からすれば、作*tsak-tsak または*tsag-tsa の仮借というべきであろうか。

第二句、鏡材の調合のこと。鏡の凍字は、右部を東に作り、字形のまゝでは凍となる。しかし、凍トウ（こごえる。にわか雨）では文意が通じない。これは、練を練・曾と記すのと同じ手法による字形の省略で、凍とは全く別の文字凍ジュウ（選別する）である。凍は、音符を同じくする鍊**g'lan-len* または煉*slan-len* の仮借。鏡材の精鍊調合にかかわる鏡銘の文字の大部分は、金や火に従わず、水に従う。冶鑄の工程で、鏡材がドロドロの液体にされるところからくる意識が働いているのであろうか。とすれば、あえて仮借とする必要はない。幽凍とは、呉鏡に多くみえる百凍などの語から、いくたびかわかぬほどよく鍊治することであろう。

そこには、明鏡の「明」との対概念や、「玄」とも通ずる神秘的な觀念が含まれてもよい。鏡銘の岡字は、その異体。岡**kaŋ-kaŋ* は、鋼**kaŋ-kaŋ* の仮借。剛強堅固な金属のことで、刃物は鋭利断割の、鑄物は模範皮革の性質を帯びる。三岡とは、他鏡に頻出する三商と同じく、鏡材とされる三種の金属のこと。鏡胎の化学分析の結果によって銅・錫・鉛とされる。三商または三岡と記される以前の鏡には、用いられた金属名が具体的に掲げられている。これによれば、鏡を作る主材は、銅・錫および銀の三種である。再考を要しよう。

末句は、鏡の効能のこと。

14 画文帯緑環状乳四神四獸鏡 面径 一三・三 cm 重量 三二五 g

銘「吾作明鏡、幽凍三岡、天王日月」（図版一14）

銘は、字句の構成・配置・押韻とも、前掲13に同じ。

第一・二句については、前掲13を参照。なお、作・明は左文字。






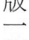







第三句の天王日月は、中国古鏡銘にもっとも多くみられる常套句の一つでありながら、難解なためであろう、積極的な言及は少ない。これだけをとりますと、「天の王たる日月あり」あるいは「天、日月を王とす」と解せないこともない。赤鳥元年半円方形帶神獸鏡に「日月天王之神」とあり、天王という名称をもつ神のあること、また太平元年對置式神獸鏡に「天王日月、昭四海、正明光」とみえ、天王が日月と同じく天に輝く星の一つであることからみて、第三句は「天王・日・月あり」または「天王・日・月のごとし」と訓むべきことが知られる。神は、天上世界において星辰に宿ったり、法象されたりするので、天王が日月と並べられるのも了解される。またしたがって、この天王は、国君人主の呼称ではない。だからといって、*heaven king* というのでは、直訳にすぎよう。そこで、「天王」と呼ばれる星または神を古典のなかに求めて、大火または原始天王とされている。大火は、サソリ座の赤く大きな星アンタレスで、黄道二八宿の東宮を占める青龍の心臓部にあり、天上でもっとも尊い精とされる。原始天王は、道教においてはじめて至上最高の神格を与えられた原始天尊の祖形で、天地開闢以前からいる宇宙の主宰者である。以上とは別に、*王*fuang-fuang* と皇**fuang-fuang* とは同音同義の同系のことであるから、鏡銘の天王を天皇・天皇大帝とみることもできる。天皇には、天地人の三才の一つ天を神格化した天皇、伝説神話上の古代の帝王である三皇のなかの天皇がある。ところが鏡銘の天王は、

日月と並べられ、多くの場合、日月の上に配されている。したがって、前の二者よりは、北極点またはその間近かにある北辰もしくはこれらを神格化した天皇がふさわしい。この天皇は、天心にあって動かず、周りを運行する衆星を従えている。以上の大火・原始天王・天皇のいずれが鏡の天王なのか、浅学には決しがたい。三者は、見方によっては、根的・中心的な存在であり、他の諸星諸神に対して超越的な性格を共通してもっているから、あるいは、統一的・体系的に理解できるものかも知れない。なお、天は左文字。

15 画文帯縁重列式四神四獣鏡 面径一五・一cm 重量 四四八g
 おそらく中国鏡であろうが、ふつう銘を記すはずの半円方形帯の方格一・二個のいずれにも、文字を読みとることができない。銹着物の少ない方格内はどれも、四つの方形に区画され、そのなかに三本前後の平行な条線が接する他区画のと直交して認められ、文様のように見える。もともと文字がなかった可能性がある。仿製鏡の疑いも残る。

- 16 龍鏡(変形神獣鏡) 面径二七・二cm 重量二二九〇g
 - 17 変形方格規矩四神鏡(修補) 面径二〇・五cm 重量 九〇三g
 - 18 変形方格規矩四神鏡 面径二四・三cm 重量 一三〇三g
 - 19 変形方格規矩四神鏡 面径二七・三cm 重量 一九三七g
 - 20 変形方格規矩四神鏡 面径二九・二cm 重量二五五八g
- 擬銘「子・丑・寅・卯・辰・未・午・巳・酉・子・申・亥」(図版一20)
- 中国鏡をかなり忠実に模倣しようとした鏡であるが、方格内の十二支

は、順序が逆に繞り、その一部には錯乱がある。文字のなかには、倒置と点画の脱漏もある。

- 21 内行花文鏡(修補) 面径一一・九cm 重量 二二五g
 - 同範鏡が別にあるらしい。
 - 22 内行花文鏡 面径一六・二cm 重量 一一三g
 - 23 内行花文鏡 面径一六・二cm 重量 三五三g
 - 24 内行花文鏡 面径一六・二cm 重量 三九四g
 - 25 内行花文鏡 面径一六・二cm 重量 三四〇g
 - 26 内行花文鏡 面径一六・三cm 重量 三九四g
 - 27 内行花文鏡 面径一六・五cm 重量 四二四g
 - 28 内行花文鏡 面径一六・五cm 重量 四三一g
 - 29 内行花文鏡 面径一六・五cm 重量 四〇二g
 - 30 内行花文鏡 面径一六・五cm 重量 三七一g
 - 31 内行花文鏡 面径一六・七cm 重量 三五〇g
 - 32 内行花文鏡 面径一六・七cm 重量 三二一g
 - 33 内行花文鏡 面径一六・七cm 重量 三〇四g
 - 34 内行花文鏡 面径一七・〇cm 重量 四〇三g
- 二 奈良県北葛城郡広陵町大字大塚 黒石山古墳
- 35 神獣画像鏡(修補) 面径一二・四cm 重量 一四五g
- 銘「            」(図版一35)

銘帯は大きく失われ、鋳上りも漫漶としているが、残片にかすかな筆

が、他鏡とくに袁氏作鏡では、「保二親」の上にくる修飾語は、長または稀に常である。そうした観点から銘を見直すと、長の下部にふさわしい残画が認められる。この句の下半は、「利孫子」をはじめいくつかの候補を考へうるが、特定できない。「利孫子」とすれば、子は、之部に属するから、他句の末字と同じ韻を踏むこととなる。袁氏作鏡には、句末または句中に虚辞分を使用することが多い。字数を考えると、この句もそうした可能性がある。

- 37 変形五獣鏡(修補) 面径一四・六cm 重量 三七五g
- 三 奈良県北葛城郡河合町大字佐味田字貝吹 貝吹古墳
- 38 三角縁三神二獣博山炉鏡 面径二一・六cm 重量 九一四g
- 39 変形四獣鏡 面径一五・七cm 重量 三二七g
- 40 変形六獣鏡 面径二一・五cm 重量 八六一g
- 41 鼉龍鏡(変形神獸鏡) 面径二二・七cm 重量 一一三三g
- 42 内行花文鏡 面径一二・一cm 重量 一四三g
- 43 内行花文鏡 面径一七・二cm 重量 五〇八g
- 44 内行花文鏡 面径二一・四cm 重量 八一g
- 四 奈良県北葛城郡河合町大字佐味田字貝吹 宝塚古墳
- 45 家屋文鏡 面径二二・九cm 重量 一一六九g
- 46 変形神人車馬画像鏡 面径二〇・八cm 重量 一一一九g
- 47 変形六獣鏡 面径一五・三cm 重量 三〇四g
- 48 鼉龍鏡(変形神獸鏡) 面径二二・四cm 重量 一一六二g

- 49 変形方格規矩四神鏡 面径一五・七cm 重量 四一一g
- 50 変形方格規矩四神鏡 面径一七・六cm 重量 三一二g
- 51 変形獸帶鏡 面径二五・二cm 重量 一三八一g
- 五 奈良県北葛城郡当麻町大字太田字小山 小山古墳
- 52 変形四獣鏡 面径一三・一cm 重量 三三四g
- 六 奈良県奈良市佐紀町字衛門戸 丸塚古墳
- 53 画文帯縁環状乳四神四獣鏡 面径一六・〇cm 重量 四七〇g
- 54 変形半三角縁二神二獣鏡(修補) 面径一五・七cm 重量 三九一g
- 55 変形対置式二神四獣鏡 面径二二・三cm 重量 一〇四八g
- 56 変形対置式二神四獣鏡 面径二二・一cm 重量 一七二〇g
- 57 変形対置式二神四獣鏡 面径二二・三cm 重量 九五三g
- 58 変形四獣鏡(修補) 面径二二・八cm 重量 二〇九g
- 59 変形四獣鏡 面径一六・一cm 重量 四九二g
- 60 内行花文鏡(修補) 面径一〇・一cm 重量 一四七g
- 61 内行花文鏡 面径一二・〇cm 重量 一六五g
- 62 内行花文鏡 面径一二・〇cm 重量 一七七g
- 63 内行花文鏡 面径一二・〇cm 重量 一八〇g
- 64 内行花文鏡(修補) 面径一二・〇cm 重量 一二〇g
- 65 内行花文鏡 面径一二・〇cm 重量 一四二g
- 66 内行花文鏡 面径一二・〇cm 重量 一七一g
- 七 奈良県奈良市山陵町字御陵前 狭木之寺間陵

- 67 変形方格規矩四神鏡(石膏模造) 面径三二・七 cm
- 68 変形方格規矩四神鏡(石膏模造) 面径三四・九 cm
- 69 直弧文帶縁内行花文鏡(石膏模造) 面径三四・三 cm
- 八 奈良県天理市柳本町字大塚 大塚古墳
- 70 内行花文鏡 面径三九・七 cm 重量四三七五 g
- 九 大阪府藤井寺市古室二丁目 史跡古室山古墳群大鳥塚古墳
- 71 変形四獸鏡 面径一一・〇 cm 重量一五三 g
- 一〇 大阪府藤井寺市津堂 藤井寺陵墓参考地(史跡城山古墳)
- 72 半三角縁二神四獸鏡(修補) 面径一七・九 cm 重量六〇五 g
- 銘□□ 〔竟、幽涑三箇、□□□□、配象函疆、曾□□〕〔図版二七〕
- 銘は、総字数二〇字もしくは二一字と推算される。一句四言で、おそらくは五句からなる。押韻は、陽部(-an)に属する竟*kan-kan・商*thian-ian・疆*gan-gan または*kan-kan。なお、欠損部分を後述のように推定してよければ、第三句末の道*dog-dau・五句末の壽*dhio-giau は幽部(-og)に属し、別の韻を踏むこととなる。
- 第一句、作鏡のこと。「幽涑三箇(または三箇)」を含む鏡銘では、具体的な作鏡者名を記すことは稀であり、とくに半三角縁神獸鏡の場合、管見のうちに全くない。もっぱら「吾」ではじまるから、これも通常の銘であれば、第一句の欠損部は「吾作明」とみて大過なからう。
- 第二句、鍊金のこと。句末の商は、下半を欠失している。商は、金属のこと。五行説にもとづいて、角・徵・宮・商・羽の五音の商をもって

木・火・土・金・水の五材の金にあてたもの。

第三句は、四字分がそっくり欠失しているが、他鏡との比較から、規範に関する「統徳序道^(或幻丸)」の可能性が強い。

第四句、鏡背文様のこと。句末の疆は、左部は弓に従い、右部は暈に作る。暈は、他鏡に暈と刻される例があるから、その省筆であろう。疆*gan-gan または*kan-kan は、疆*kan-kan の仮借で、境*kan-kan の意であろう。この句は建安式重列神獸鏡の「周羅容象」と同意と思われ、萬疆は、他鏡の「百福萬強」や「彫刻無已」を参照すると「無極」と同じと考えてもよからう。いずれにしても、数多くの靈獸神仙を彫刻した旨をいう。

第五句は、句頭の曾がみえるので、鏡の効能の一つ寿命長生に関する「曾年益壽」の一句がくるのであろう。曾*sen-sen は、曾の異体字で、これを音符とする增*sen-sen の仮借。

以上のように字句を復原し、字数を推計したうえで、銘の始めと終りの間隔を推算すると、あと一字もしくは二字分が残る。銘の終始を示す符号があったとすれば、これで一字分とならうから、上述するところは、この銘の全体をほぼ推定復元しえたといえよう。

同範鏡としては、香川県岩崎山第四号墳出土鏡に疑いがもたれている。

- 73 半三角縁二神四獸鏡(破損) 面径約一八・〇 cm 重量六〇五 g
- 銘「吾□□^(統之序也)□□^(或幻丸)」亦王母□^(天)、驚鳳□□^(或則丸)昌□□^(或則丸)〔図版二七〕

完句を全く知りえないが、一句四言であろうか。

初句は、「吾作明鏡」であろう。この上に銘の終始を示す符号として、半肉刻の長頸長足の鳥形がある。他の半三角縁（斜縁または平縁）神獸鏡にも二面ほど例がある。

統またはその異体字照の左文字の右半分らしい残画とその下に肘もしくは則、そのさらに下に序の右下半部ともみえる残画が認められる。肘は、得**tak-tak* の原字で、徳**tak-tak* と通用し、則**tsak-tak* も徳に近い。いずれにしても、この三字は「統徳序道」の統徳序に相当する可能性がある。亦王母は、字形のまゝに積した。亦は、西の第六画を落した字ともみえ、目録では試みにそう積してみた。亦**diak-yiek* は、夕**diak-(yiek)-ziek* と音義とも縁の深い同系のことはいわれるから、五行説にもとづいて東王父・西王母を木公・金母というように、日の没する夕べを方位でいいかえれば西となる。亦王母とは西王母のことではあるまいか。西王母の姓は、楊**qian-yiang* といわれ、亦はその対転にあたる。この点で両者が関係するようにも思えないでもない。しかし、「亦王母」なる例は、次項の「驚鳳」とともに、管見の鏡銘に類例を見出しえない。また両者の間にあるはずの一字が何であり、どう句読を切るべきかも含めて、後考を期すこととする。

驚は、字形のままに模刻した。驚の上部は、左側の車が喜の略体で、喜↓喜↓車と省略されたい。また右側の女は、爰と同じで、動詞であることを示す記号。したがって、通用の字で表わすと𪔐(うつ)

で、撃(上部は𪔐の略体)の原字。驚は、おそらく馬十音符𪔐の会意兼形声文字で、馬を撃ってハッと緊張させることではあるまいか。とすれば、驚は、驚**kien-kiang* と同系のことばといえよう。鏡銘の鳳は、その異体字で、凡の上に一点を加え、中の一点を省く。鳥の頭部を刀に作り、中ほどの一画を省く。𪔐**kek-kek*・**kek-kek* または**hæg-hæg* を音符とする驚は、その対転にあたる敬**kien-kiang* の、鳳**hluam-bing* は奉**buŋ-biŋ* の仮借とすれば、この驚鳳の二字は、鏡の効用についていわれる「敬奉賢良」の敬奉に相当するものであろう。

昌は、吉昌・富昌・蕃昌などと熟す。この後には銘の始まりを示す鳥形までに一字分ほどの空間がある。文字が刻されなかった可能性もある。

- 74 変形神獸鏡破片 面径約一五・〇cm 重量 七九g
- 75 変形龍虎鏡(修補) 面径 一三・三cm 重量 一八九g
- 76 変形龍虎鏡破片 面径約一二・〇cm 重量 四六g
- 77 鏡 緑 破 片 面径約一二・〇cm 重量 二〇g
- 78 鏡 破 片 面径約一二・〇cm 重量 三三g
- 79 鏡 破 片 面径不明 重量 二二g
- 二 大阪府堺市百舌鳥夕雲町一丁 史跡塚廻古墳
- 80 変形四獸鏡(修補) 面径一三・二cm 重量 一五〇g
- 81 変形五獸鏡 面径一三・九cm 重量 三二五g
- 三 兵庫県神戸市垂水区神出町古神字丸ヶ岡 金棒池古墳
- 82 鏡 緑 破 片(修補) 面径四九・六cm 重量 四一g

三 岡山県岡山市新庄下 千足古墳（史跡造山古墳第五古墳）

83 変形五獣鏡 面径一二・一cm 重量 一五七g

84 変形五獣鏡 面径一七・一cm 重量 六〇三g

四 岡山県岡山市新庄下 榊山古墳（史跡造山古墳第一古墳）

85 変形三神三獣鏡 面径一四・四cm 重量 三一四g

五 愛媛県川之江市妻鳥町字東宮山 妻鳥陵墓参考地（東宮山古墳）

86 内行花文鏡（修補） 面径 九・六cm 重量 一一一g

銘「長宜子孫」（図版二86）

四言一句、韻を踏むべき銘とするには、躊躇がないわけではない。この一句は、鏡銘のなかでもっとも親しまれた常套句の一つ。単独に刻されるだけでなく、二句以上の銘の中で繁用され、韻を踏む。字体は、篆書のようにみえ、装飾性が豊かである。

宜は、最後の一画全部とこれに直行する縦画の一部がみえる。子と孫とは、銹が広く膨れあがって字形を損じているが、子は頭が認められ、孫はほぼ全形をうかがいうる。この文意は、服鏡者に対してならば、「長く子孫宜からん」と、鏡自体についてならば、「長く子孫に宜からん」と訓むべきものであろう。中国古鏡は、子孫に永く保用されるものであり、同時に子孫の繁栄をもたらすものである。したがって、この銘の訓方と意味は、見かけほど大きな違いを考えなくてもよいかも知れない。

六 徳島県板野郡板野町大字大寺字亀山 阿王塚古墳

87 画文帯縁神獸鏡（修補） 面径一四・〇cm 重量 一一二八g

銘「吾作□□、□□□岡、如師命長兮」（図版二87）

銘は、一句四言、三句からなる。押韻は、陽部（-an）に属する岡*kan-kan・長*dang-dang および初句末に推定される鏡*kan-kan。内区の大部分と半円方形帯から縁にかけての一部を失い、方格五箇を欠く。方格には、一箇一字づつ外から読むように配字する。

第一句、作鏡のこと。作は、左文字。欠失の二字は、「明鏡」であろう。

第二句、鏡材の錬金のこと。欠失の三字は、「幽澗三」であろう。

第三句、鏡の効能のこと。鏡銘の師は、左文字になっているが、正体に直した左部は自の略体_卩に作る。右部は、市_卩ではなく、市_卩もしくは市_卩に作り、異体字のようにみえるが、市の古文であろう。つまり鏡銘の師は、おそらく自（集まり）+音符市（上位のもの）の会意兼形声の文字で、集団の指導者をいうのではあるまいか。こうすると市*ti:ti:ie:ieは師*si:si:ie:ieと同音となり、理解しやすくなる。市・市・市は、音義とも別の字であるが、字形が近いので、姉を姉・柿を柿などと混用される。もっとも、字形上は、市よりも市のほうが、古文の市やこれを襲う隸書体に近い。師とは、鏡師のこと。長も左文字。ところで、この句は、「師の如く命長からん」と訓むのであろうか。それでよいとすれば、他鏡に「與師命長」と積されるのと文意が同じこととなる。しかし、「與師命長」と積される銘の「與」は、管見のうちに確かな例が認められず、これと字形の似た「其」の場合が多い。とすれば、前掲4で述べたように如と而は通用するので、この句の如は而（その）の仮借と解することができる。

る。ところが、而を中称の指示詞として用いるのは、*niag に当った二次的な用法であるという。迂曲を辿ったが、結局のところ、この場合の如(若・女も)は、其(それ)と同意に読むとすれば、然り、かくのごとし、ということになるのであろう。したがって、この第三句は、他鏡たとえば次掲88を参照しながら意味を補って訓むと、前文を受けて「如き(かくごと)(すなわち清鋼を用い、天界を法象し、規範を内包し、福祿寿をはじめとする幸福をもたらす明鏡を作った)師も、(天より受けた寿生の)命は長(としよ)ならん」というのであろう。

88 画文帯縁神獸鏡(修補) 面径一五・五cm 重量 三七一g

銘「吾(服之)作明鏡、幽凜三岡、圓亥无示、天王日月、充之匠首、天下安平、四方(服之)□兮、天王日月、士官大吉、子孫蕃昌、□□□□、立至三公、其市命長、天王日月」(図版二88)

銘は、一句四言、一四句からなる。押韻は、陽部(-an)に属する竟*kiän-kriän・岡*kaŋ-kaŋ・平*biän-biän・昌*tiän-tiän・長*dian-dian。銘の中で三回繰返される天王日月の月*ɳuat-ɳuatも韻を踏むというべきであろうか。半円方形帯の各方格を十字に四分し、一区画に一字づつ外向きに、一格に一句づつ時計廻りに配字する。一四箇あるはずの方格は、一箇を欠失して二三箇残る。四区に画された方格を銘帯とする画文帯神獸鏡の銘は、一般に釈読が難しい。文字を刻する区画が狭小なこと、刻された文字の点画の省略がはなはだしいこと、参照すべき積文が必ずしも十全とはいえないことなどによる。この鏡銘も例外ではない。とく

に点画の省略や不鮮明さが著しく、誤字といっても過言ではない文字が少なくない。したがって、積文の表現の仕方でも難しく、掲げた積文は、時には字形のままに、一部を補ったり、あるいはあるべき文字に復元したりして、統一がない。鏡銘全体が漫漶とし、第一・二句が著しい。

第一句、作鏡のこと。吾は、五の全面と口の上の横画がみえる。明は、左文字のようにもみえる。竟は、下の儿がない。

第二句、鍊金のこと。前掲13のとおり。

第三句、配像のこと。第一字は、上半部を欠損するが、下半に厶が遺存するので周であろう。周*tog-tieu は、これを音符とする彫*tog-teu・雕*tog-teu の仮借。亥*faŋ-fai と克*kek-kek とは、互いに通用し、一つの字形としてあつかう人もあるほどに似ているが、字形上もことばとしても一応の区別がある。鏡銘の字は、克よりは亥のほうが妥当のようである。无は、無と同音同義。示*gier-dzi または*sieg-gie は、止*tig-trei・□*dig-yiei の仮借か、あるいはこれらを音符とし、他鏡に類出する社*tig-trei・祀*dig(yiei)・祇*sieg-gie または*tieg-tre・祠*tig(yiei)をその意符だけで表わしたもののかのいずれかであろう。他鏡におけるこの句は、「調節無社」・「彫刻典祀」などと積されることがあるが、おそらく、誤積であろう。

第四句をはじめ、第八・一四句の「天王日月」については、前掲14で述べた。

第五句、鏡の内包する規範のこと。完好な他鏡にみえる「統(或幻カ)徳(或幻カ)序道」

に相当するが、字形のままに記すと「兄之玄首」である。兄は、充の上部を省いたもの。他鏡におけるこの字は、競*giān-giān または競*kiān-kiānと積されることがあり、これによれば兄*huwān-huwanは、その音通とすることもできる。しかし完好な銘には、明らかに統がある。

したがってこの兄字は充の省筆であって、充*tiōn-tiunは、これを音符とする統*tiōn-tiōnの仮借とするのが妥当であろう。鏡銘の之は、左文字。之*tiag-tieiは、まっすぐ進む意で、まっすぐの意の直*tiak-tiakと同系のことば。したがって、之は、直を音符とし、まっすぐな心を意味する恵*tak-takすなわち徳*tak-takの仮借であろう。玄は、他鏡の該当句に、明らかに幻と字形のままに積しうる文字がある。玄*huān-huānと幻*huān-huānとは、音義とも全く同じで、古文の字形の構成も同じ発想にもとづく。玄は、「玄のまた玄」などと道家に好まれたことばであり、「玄道」とすれば、この句の文意も通りがよい。しかし、完好な銘は、幻を反転した字形が圧倒的に多い。この点で、この字は、序に近い。しかし、序を鏡銘のような字形にそっくり記す例はいまだ管見のうちにないし、文脈もたどりにくいので、なお疑いを残しておくこととする。首*tiōng-tiunは、これを音符とする道*tiōg-dauの仮借。

第六句以下、「天王日月」を除いて、鏡の効能のこと。第六句の下は、左文字。安の上部は^レに作る。

第七句。方は左文字。第三字は、左部が月または肉の略体で、右部は^レの上端に短い横画一本を加える。おそらく、又を脱した服であろう。

第九句。士*diag-di:ieiは、これを音符とする仕*diag-di:ieiの仮借。官は、かつて目録にこれと同音の亘*giuan-giuanと積し、その仮借とみたが、上部は、^レと混用される^レに、下部は略して日に作り、官(または宦)の異体字。

第十句。孫は、字形のままに記すと呂に作り、楷書の同等などを考えるが、ここでは^レである。孫の左部子・右部の下側の小を落す。番は、その上部を采と混用される米に作ろうとしたのであろうが、下側の八を落す。昌も単に日に作り、孫と同様の部分的な脱落がある。以上のように、この句の文字の扁旁等は省略脱落が多いが、他鏡との比較から、「子孫番昌」と積して大過ないであろう。

第一二句。立*liap-liapは、会意文字である位*aipei-aiuiの意符の一部をもってその音義に当てたものであろう。

第一三句。この市は、おそらく弟*tsier-tsierの古文で、師*tsier-siの仮借。前掲87で詳述した。「其師命長」は、「吾作明鏡」にはじまる鏡銘に多く、しかも銘の末尾またはこれに近いところに置かれる。「吾」は、作鏡者を特定しない配慮から出たといわれる。吾とは、鑄鏡工房の指導者や経営者というよりは、鏡を注文・買上げまたは服用する者を主体とするのであろう。また、この句の前には、明鏡の鑄冶・彫刻・規範・効能のことが記されている。こうした状況を踏まえて、鏡師を「其の師」といったものと解される。鏡銘の命は、口を欠き、その意符令に作る。

一七 福岡県京都郡苅田町大字与原 史跡御所山古墳

89 変形四獸鏡 面径 八・七cm 重量 八〇g

一六 熊本県八代市岡町字谷川（門前の石棺古墳）

90 変形獸首鏡 面径 一一・六cm 重量 一六九g

91 内行花文鏡 面径 一〇・二cm 重量 一〇一g

92 内行花文鏡 面径 一一・八cm 重量 一六六g

一九 三重県安芸郡安濃村大字東観音寺字北浦

93 変形四神四獸鏡 面径 一七・四cm 重量 六二七g

二〇 福井県遠敷郡上中町大字脇袋字野口 史跡西塚古墳

94 神人歌舞画像鏡（修補） 面径 二〇・〇cm 重量 九八四g

銘「尙方作竟自有紀、辟去不羊宜古市、上有璽王父西王母、令君陽遂

多孫子兮」

傍題「西王母」「玉女」（図版二94）

銘は、一句七言、四句からなる。押韻は、之部（*-e*）に属する紀*

krag-krai・市**dliieg-3rei*・子**tsieg-tsiei*。銘の表出は、鏡背文様と同じ

く全体ににぶく、筆画の線は太い。釈読しにくい字も多いが、同範鏡と

比較して上掲の积文が得られる。

第一句、鏡の製作と規範のこと。「某作（明）鏡自有紀」の紀は、他鏡

では道・方・常・意・眞または經（或瀆カ）述に代置されることがある。したがっ

て、これらは、規範または方法のことである。そして道は道術・道伎・

道家・道士と、方は方術・方技・方怪之士・方士と、眞は真人・真士な

どと熟し、その核をなし、呪術やこれをよくする呪者と深い関係が認め

られる。前掲4で触れた尚方と同様である。神秘的な色彩をもった規範

・方法とは、天地自然の法則であると同時に、人として踏むべき道義治

術でもあろう。第一句は、このような規範が鏡に自然に備わっているこ

とをいったものであろう。

第二句、鏡の効能のこと。羊**giang*-(*yan*)-*zian* は、これを音符とす

る祥**giang*-(*yan*)-*zian* の仮借。

第三句、鏡背文様のこと。上は左文字。

第四句、鏡の効能のこと。君は、「服者」・「取者」・「用者」・「買此竟

者」等とみえる服鏡者のこと。陽遂は、古典にみえる陽燧すなわち凹面

鏡に比定されることがあるが、文脈上から無理であらう。当代の埴に、

「陽遂富貴、保固乾坤」・「萬歲富貴陽燧」などとあるのと同じで、陽遂

は、昌盛・成章のさまをいう吉祥句である。

傍題は、大きく描かれた座像に「西王母」、その右脇に奉仕する跪座・

侍立する小像に「玉女」と付され、そこに神仙界の階層性をみることが

できる。しかし、他鏡には、西王母らしい主神像の傍や主神像と侍仙像

の間に「玉女」と題することもあり、一概に論じがたいようである。な

お、この玉は、王に作る古文の玉である。

95 変形三獸鏡（修補） 面径 一二・五cm 重量 一八五g

三 岐阜県加茂郡坂祝町大字黒岩字前山 前山古墳

96 変形四獸鏡 面径 九・三cm 重量 七五g

97 振 文 鏡 面径 一一・七cm 重量 一五九g

- 98 珠 文 鏡 面径 七・一 cm 重量 三八 g
- 99 珠 文 鏡 面径 七・七 cm 重量 六〇 g
- 三 千葉県木更津市祇園 大塚山古墳
- 100 四 仏 四 獸 鏡 面径 三〇・四 cm 重量 二七四七 g
- 銘があるが、积読できない。半円方形帯に一二個の方格があり、各方格内は十字に四分されて各区画に一字づつが配されているらしい。大部分の方格は銹に覆われて文字は見出されず、一部の銹のない方格内も、二とも読める文字を見出すが、他は朦朧とし、积しうるものはない。
- 三 群馬県富岡市大字南後箇字北山 茶臼山(北山)古墳
- 101 三角縁龍虎鏡 面径 二四・九 cm 重量 一四六二 g
- 傍題「龍」(図版二一〇)
- 傍題は、内区の四獸のうち、向いあう一対の一方の頸部近くに付される。そこで他方を、古典と獸形から千年を経た角のある虎に比定されることがある。龍は、龍の異体字。
- 三 滋賀県大津市錦織一丁目字王子山
- 102 菊花 双 鳥 鏡 面径 八・二 cm 重量 四八 g
- 103 山 吹 双 鳥 鏡 面径 九・〇 cm 重量 六六 g
- 三 愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字後田 後田遺跡
- 104 宝相華文 八 花 鏡 面径 一七・六 cm 重量 四九六 g
- 105 伯 牙 彈 琴 鏡 (破損) 面径 一七・五 cm 重量 五五二 g
- 銘「鳳凰双鏡南金装、陰陽各爲配、日月恒相會、白玉芙蓉匣、翠羽瓊

- 瑤帶、同心乃心相親、照心照膽保千春、璣」
- 106 海 獸 葡 萄 鏡 面径 一三・六 cm 重量 四六七 g
- 107 素 文 鏡 面径 三・一 〽 三・三 cm 重量 六 g
- 108 素 文 鏡 面径 四・四 〽 四・六 cm 重量 一七 g
- 三 鹿兒島県曾於郡志布志町大字安楽 山宮神社遺跡
- 109 山 水 千 鳥 鏡 面径 一・〇 cm 重量 一五七 g
- 三 京都府京都市左京区大原勝林院町 大原陵石造十三重塔内
- 番外 湖 州 鏡 面径 一・五 cm
- 銘「湖州□□□□、□□□□照子」
- 以上、当部所蔵鏡について、中国古鏡銘の积文・その批判と説明を中心に、面径・重量等をあわせ記してきた。調査または記述的な研究の結果にすぎない。その対象も、古鏡自体の研究課題にそって系統的に収集されたものでもない。したがって、そこから結論めいたものを引出すことは、どだいむずかしい。若干の問題点に触れて、結びにかえることとする。
- まず注意されることは、銘とは韻文であるということである。一句が三言・四言・七言など決った字数からなり、それが何回か繰返えされ、そのいくつかの句末および句中の特定の位置の字が韻を踏むのである。この点は、自明のことかも知れないが、全く顧慮されず、看過されている場合がある。金石に刻記された文字文章であれば、とかく銘・銘文と

称されることが多い。多少とも銘の本義を意識しても、銘・銘文という範疇には、韻文以外のものも含まれ、小稿でもそのように用いたのである。この場合、当時の人びとだけでなく、我々の間におけるこうした基本的な約束を踏まえてこそ意味がある。鏡銘は、詩賦であり、小稿に掲げたところもこのことをよく証している。くわえて、墓誌などと違って、鏡は、日常的に眼前に置かれ、人の接する機会も多い。したがって、鏡銘は、文字を頭で選び、目で読むことよりは、むしろ全体を口で唱え、耳で聞くことに重点があるように思われる。次項以下に指摘する類型的な文章・字句の増省・仮借字の多用といったことも、これと関連するものであろう。

鏡銘には、範型がある。鏡銘は、初句および第二句にもとづいて大別され、さらに三句以下によって細別され、いくつかの類型に分けることができる。鏡銘のなかの三字または四字からなる語句は、一つの類型的なかで常套的に用いられるだけでなく、類型の枠組みを越えることも多い。したがって、ある鏡銘における仮借字・誤字・脱字・衍字、さらに欠失銹損などでみえない字句も、銘全体の文句やその前後の文脈と字句を類型化された鏡銘や常套句と比較対照することによって類推することができるわけである。前掲の鏡銘にも、こうして推定しえた字句が多かった。ところで、こうした鏡銘の範型は、時代・鏡式・製作地・作鏡者によって違いがある。逆にいえば、ある時代・ある地域・ある工房で用意された鏡銘は、特定の範型に限られる。しかも長文のものは少なく、

韻文でもあるから、自然に暗誦もされやすく、関係者の間に周知されていただろうことは、推測に難くない。

中国古鏡銘は、よく「増省任意」といわれる。字句が、付加されたり、省略されたりするのである。一句が定まった字数にならず、本来あるべき句がそっくり脱落することすらある。前掲の鏡銘にも、この傾向が顕著に認められる。その理由として、限られたスペースでは、完全な銘を刻記しきれないことが、あげられる。しかし、鏡銘の実際に則していえば、字間はずまっておらず、銘帯が十分に活用されているわけではない。文字の大きさなども工夫すれば、字句の脱落を少なくし、あるいはそれをせずにすむ場合が多い。書き方の工夫もせず、余裕があるにもかかわらず、字句の増省が許される理由の一つは、おそらく、鏡銘が類型的であり、しかも記憶と唱詠がしやすい韻文に求められはすまいか。作鏡者の記憶があいまいならば、字句の増省が起りうるし、完成した鏡に接する者が範型を暗誦しておれば、増省の字句にとらわれずに、整った形の銘を口唱しうる、と憶測される。

漢字は、表意文字といわれ、その典型とされる。ところが、中国古鏡銘の漢字は、字義を離れてその音が重視され、漢字を表音文字として使用することがしばしばである。仮借とよばれる当て字である。仮借とは、いうまでもなく、ある意味をもった漢字がありながら、その字とは意義も形も異なるが、音が同じか極めて近い文字をかりて、もとの字の音義を示すことである。仮借という漢字の用法は、古くからあり、時代やジ

ヤルをとわず、ときどきみかけるが、鏡銘には、とくに多いように思われる。このことは、鏡銘が口唱されたものであることの一証左である。仮借字を顧慮せずに、つまり、仮借字されたもとの字を推測しないで、鏡銘を解釈すると、正解を導くことはむずかしく、かえって誤解に陥いる危険が多分にある。当部所蔵鏡の仮借字は、あえて仮借としなくともよいものも含めて知りうる限り掲げておいた。仮借ともとの字とは、完全に音が一致する場合、対転の関係にある場合、声母・韻母が一致する場合の問題がなからうが、声母または韻母が異なる場合は、なお考究を要する問題である。同時に、掲げたところが仮借字の全てを尽しているかも知れない。

中国古鏡は、神秘的なものの見方・考え方にもとづいている。たとえば、「龍席」・「東王父西王母」という対偶神の組合せや「辟邪□□在(または居)左右」という二獣の配位などは、陰陽説にもとづき、「幽溲三商」の商は五行説のことばである。鏡銘は、鏡に則していえば、その効能書きともいえるが、鏡を作り、売る側からすれば、将来または未来に福祿寿の幸福が実現されるだろうという予言でもある。凶讖符録にも似て、一種の予言書で、讖緯説に近い。また、鏡は、天気をうけ、天を法象したものであるが、それが服鏡者に幸福をもたらすのは、天人相感(合一)という考え方が媒介となっている。天人相感とは、天地自然の現象は、人事に反応して起こり、逆に人事にも反映される、というものである。天を法象する鏡は、天に代って、服用という行為に応じ、服鏡者に対

する瑞賞として効能をもたらすと考えられる。天人相感の考え方は、自然の法則と社会の規範とが、一応は区別されながら本質において同一視される。前掲94の、鏡が内包する規範・方法が、両者の意味を兼ねているのも、やはり同様の理由によるものであろう。

前項に関連して、中国古鏡は、道教との深い関係をもっているようである。ここで道教というのは、教団と経典をもった厳密な意味での宗教をいうのではなく、広義の方術といってもよい。鏡の効能書きは、服鏡者からみれば、幸福を求める祈りである。とくに不老長生の願望は、強いものがあり、神仙となって仙境に遊ぶこと、不老不死の仙薬を調鍊あるいは採取し、服用することが、真剣に考えられていた。鏡もこうした願望を実現する手段と信じられていた。当時の人士の間には、前掲36にみえる喬松二仙に対して信仰にも似たものが認められる。「天王日月」の天王も、北極星とすれば、北辰信仰と、原始天王とすれば、道教そのものと結びつくこととなる。こうした点を煮詰めていくことは、今後の重要な課題である。

最後に、隋唐鏡である前掲105については、何ら触れるところがなかった。非才ゆえのことである。これも課題として残すこととする。

なお、小稿を草するのに参照した文献の主なもの、次のとおりである。

藤堂明保『漢字語源辞典』一九六五年

藤堂明保ほか『学研漢和辞典』一九七八年

諸橋轍次『大漢和字典』一九五五～一九六〇年

李婁機『漢隸字源』一一九七年

顧藹吉『隸辨』一七一八年

羅振玉『漢兩京以來鏡銘集錄』

◇ 『鏡話』

劉體智『小校經閣金文拓本』卷一五・一六・一七、一九三五年

梁上椿『巖窟藏鏡』第二集上卷・同中卷・同下卷、一九四一年

Karlgren, B., 'Early Chinese Mirrors Inscription.', B. M. F. E.

A., No. 6, 1934

Bulling, A., "Decoration of Mirrors of the Han Period.", 1959

梅原末治『佐味田及新山古墳研究』一九二二年

◇ 『梅仙居藏古鏡圖集』一九二三年

◇ 『桃華盒古鏡圖錄』一九二四年

◇ 『桃陰盧和漢古鏡圖錄』一九二四年

◇ 『鑑鏡の研究』一九二五年

後藤守一『古鏡聚英』上篇、一九四二年

駒井和愛『中国古鏡の研究』一九五二年

小林行雄『古鏡』一九六五年

◇ 『古墳文化論考』一九七六年

樋口隆康『古鏡』一九七九年

西田守夫「三角縁神獸鏡の形式系譜緒説」東京国立博物館紀要六、

一九六九年

林巳奈夫「漢鏡の圖柄二、三について(續)」東方学報第五十冊、一

九七八年

福永光司「昊天上帝と天皇帝と元始天尊」中哲文学会報第二号、

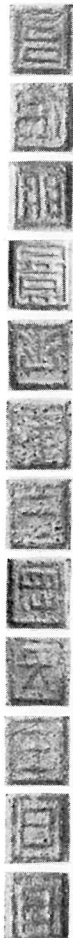
一九七六年

(付記) 本稿は、西田守夫、小林行雄、田中琢の諸先生のご教授によるところがある。記して謝意を表する次第である。

20



14



13



11



10



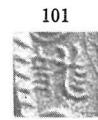
4



35



(番号は本文の鏡の番号に同じ)



(番号は本文の鏡の番号に同じ)